

こども科学館第5期公募要項 選定委員会後修正箇所 新旧対照表

該当箇所	旧	新																								
<p>公募要項 P2</p>	<p>(5) 職員配置及び経費等（施設運営体制）</p> <p>イ 指定管理料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)指定管理料 = (4)維持管理運営費用（一般管理費含む）+ (5)自主事業にかかる費用 - (2)利用料金収入 - (3)自主事業収入</p> </div> <p>(4)施設の維持管理運営費用（一般管理費含む）及び(5)自主事業にかかる費用から(2)利用料金収入および(3)自主事業収入を減じた額を、(1)指定管理料として提案してください。</p> <p>※指定管理者の収入と支出一覧</p> <table border="1" data-bbox="260 657 1119 1198"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">収入</td> <td>(1)指定管理料</td> <td>市が支払う指定管理料</td> </tr> <tr> <td>(2)利用料金収入</td> <td>入館料、入場料、駐車場料金</td> </tr> <tr> <td>(3)自主事業収入</td> <td>自主事業収入、その他目的外使用に伴う収入（自動販売機、ミュージアムショップ、喫茶室等）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">支出</td> <td>(4)維持管理運営費</td> <td>人件費、修繕費、備品購入費、光熱水費、保険料、委託費（外部委託した場合）、公租公課、一般管理費、駐車場運営費等</td> </tr> <tr> <td>(5)事業にかかる費用</td> <td>自主事業、その他目的外使用にかかる経費（自動販売機、ミュージアムショップ、喫茶室等） その他経費等</td> </tr> </table>	収入	(1)指定管理料	市が支払う指定管理料	(2)利用料金収入	入館料、入場料、駐車場料金	(3)自主事業収入	自主事業収入、その他目的外使用に伴う収入（自動販売機、ミュージアムショップ、喫茶室等）	支出	(4)維持管理運営費	人件費、修繕費、備品購入費、光熱水費、保険料、委託費（外部委託した場合）、公租公課、一般管理費、駐車場運営費等	(5)事業にかかる費用	自主事業、その他目的外使用にかかる経費（自動販売機、ミュージアムショップ、喫茶室等） その他経費等	<p>(5) 職員配置及び経費等（施設運営体制）</p> <p>イ 指定管理料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)指定管理料 = (4)維持管理運営費用（一般管理費含む）+ (5)事業にかかる費用 - (2)利用料金収入 - (3)自主事業収入</p> </div> <p>(4)施設の維持管理運営費用（一般管理費含む）及び(5)事業にかかる費用から(2)利用料金収入および(3)自主事業収入を減じた額を、(1)指定管理料として提案してください。</p> <p>※指定管理者の収入と支出一覧</p> <table border="1" data-bbox="1142 657 2001 1198"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">収入</td> <td>(1)指定管理料</td> <td>市が支払う指定管理料</td> </tr> <tr> <td>(2)利用料金収入</td> <td>入館料、入場料、駐車場料金</td> </tr> <tr> <td>(3)自主事業収入</td> <td>自主事業収入※ ※施設の設置目的に合致し、利用者サービスの向上に資するもので、実費程度で実施される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">支出</td> <td>(4)維持管理運営費</td> <td>人件費、修繕費、備品購入費、光熱水費、保険料、委託費（外部委託した場合）、公租公課、一般管理費、駐車場運営費等</td> </tr> <tr> <td>(5)事業にかかる費用</td> <td>事業、その他経費 ((3)自主事業収入にかかる費用を含む)</td> </tr> </table>	収入	(1)指定管理料	市が支払う指定管理料	(2)利用料金収入	入館料、入場料、駐車場料金	(3)自主事業収入	自主事業収入※ ※施設の設置目的に合致し、利用者サービスの向上に資するもので、実費程度で実施される場合	支出	(4)維持管理運営費	人件費、修繕費、備品購入費、光熱水費、保険料、委託費（外部委託した場合）、公租公課、一般管理費、駐車場運営費等	(5)事業にかかる費用	事業、その他経費 ((3)自主事業収入にかかる費用を含む)
収入	(1)指定管理料		市が支払う指定管理料																							
	(2)利用料金収入		入館料、入場料、駐車場料金																							
	(3)自主事業収入	自主事業収入、その他目的外使用に伴う収入（自動販売機、ミュージアムショップ、喫茶室等）																								
支出	(4)維持管理運営費	人件費、修繕費、備品購入費、光熱水費、保険料、委託費（外部委託した場合）、公租公課、一般管理費、駐車場運営費等																								
	(5)事業にかかる費用	自主事業、その他目的外使用にかかる経費（自動販売機、ミュージアムショップ、喫茶室等） その他経費等																								
収入	(1)指定管理料	市が支払う指定管理料																								
	(2)利用料金収入	入館料、入場料、駐車場料金																								
	(3)自主事業収入	自主事業収入※ ※施設の設置目的に合致し、利用者サービスの向上に資するもので、実費程度で実施される場合																								
支出	(4)維持管理運営費	人件費、修繕費、備品購入費、光熱水費、保険料、委託費（外部委託した場合）、公租公課、一般管理費、駐車場運営費等																								
	(5)事業にかかる費用	事業、その他経費 ((3)自主事業収入にかかる費用を含む)																								
<p>P14</p>	<p>ナ 評価基準加点項目に係る申出書（様式 14）及び障害者雇用計算表（様式 14-2）</p> <p>加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準</p>	<p>削除</p>																								

	<p>加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が 2.50%を超えていることを確認するため、様式 14 に加えて障害者雇用計算表（様式 14-2）に必要事項を記入の上、提出してください。</p>	
<p>業務の基準 P3</p>	<p>2-4 自主事業に関する業務</p> <p>(1) 教室事業等</p> <p>指定管理者は、教室事業等を企画し、料金を徴収して実施することができます。ただし、指定管理者が実施する事業は、原則、市民が広く参加できる内容とする。また、施設の利用者に支障のない範囲で実施すること。なお、事業内容は、事前に市の承認を得ることとする。</p>	<p>2-4 自主事業に関する業務</p> <p>(1) 料金を徴収して行う教室事業等</p> <p>指定管理者は、指定管理業務に支障のない範囲で、教室事業等を企画し、料金を徴収して自主事業を実施することができる。事業を実施する際は、事前にその内容について市の承認を得ることとする。</p> <p>なお、公募要項等に実施の定めがなく、指定管理者自らが企画・実施をする事業であっても、施設の設置目的に合致し、かつ、無料又は実費程度で実施される場合は、指定管理事業として扱うこともできるものとする。</p>
<p>P6</p>	<p>(7) ESCO設備に関する業務</p> <p>科学館では、平成 19 年度から令和 4 年度まで ESCO 事業を導入しており、当該事業の実施に伴い設置された設備については、事業終了後も引き続き適切な維持管理を行うものとしている。</p> <p>当該設備の点検、修繕等の維持管理業務については、指定管理者の負担により実施するものとする。なお、これら維持管理業務に係る具体的な費用負担および実施内容については、市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。</p>	<p>(7) ESCO設備に関する業務</p> <p>横浜市では、横浜市地球温暖化対策実行計画において、2030 年度までに LED 等高効率照明の割合 100%を目標としています。そのため、LED 化の手法として、民間のノウハウを活用しながら、省エネルギー化と維持管理費の低減を図ることができる「ESCO 事業」を積極的に導入していくこととしています。</p> <p>本施設は令和 8 年度から令和 23 年度まで ESCO 事業を実施しており、令和 9 年度より LED 化により削減された光熱水費相当額を指定管理料から減額することとします。また、ESCO 事業の機器は、令</p>

		<p>和 23 年度まで ESCO 事業者の財産であることから、ESCO 事業の機器の改修等を行うことはできません。</p>
--	--	--